

令和 4年 3月 9日
(2022年)

業 者 各 位

技 術 管 理 課

建設工事等における情報共有システムの活用について

このことについて、和歌山市が発注する建設工事の一部及び建設工事に係る委託業務において、受発注者双方の業務効率化を図るため、情報共有システムを活用できることとします。

つきましては、適切な活用と統一的な運用を図るため、「和歌山市情報共有システム活用要領」、「和歌山市情報共有システム活用の手引き」及び「和歌山市電子納品運用ガイドライン」を策定しましたので、お知らせします。

1 情報共有システム

情報共有システムとは、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムです。

2 情報共有システムの活用による効果

「工事帳票の処理の迅速化」、「情報共有の迅速化」及び「工事帳票の整理作業の軽減」等が図れます。

3 対象要件

次の要件に該当し受注者から情報共有システム活用の希望があった場合

【工事】：設計金額（税込）1,000万円以上の建設工事

【業務】：建設工事に係る委託業務

※設計金額（税込）1,000万円以上の建設工事及び建設工事に係る委託業務については、特記仕様書において情報共有システム活用の対象である旨を記載します。

4 適用時期

令和4年4月1日以降に契約締結する工事及び業務

5 その他

詳細については、和歌山市ホームページ（事業者 → 入札・契約（建設工事・建設コンサルタント業務 → 要綱・基準等）に掲示の次の要領等をご覧ください。

- ・和歌山市情報共有システム活用要領
- ・情報共有システム活用の手引き
- ・和歌山市電子納品運用ガイドライン